



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年3月16日（月）
問い合わせ先：営業課
課長：榎本 雅昭
担当：浅井 孝仁
吉澤 光(北部水道営業所)
電話：714-3085

水道料金及び下水道使用料をスマートフォンアプリでお支払いできます

さいたま市水道局では、市民サービスの向上を目的としてスマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を導入しております。

令和2年4月からは更なる支払方法の拡充を行ってまいりますので、お知らせいたします。

1 スマートフォンアプリを利用したお支払いについて

水道料金・下水道使用料納入通知書に印刷されたバーコードをスマートフォンアプリで読み取ることで、コンビニエンスストアや金融機関窓口に行かなくても24時間お支払いが可能です。

2 ご利用可能なスマートフォンアプリ

現在利用可能な PayPay を含め、令和2年4月1日（水）より3種のスマートフォンアプリのご利用が可能です。

詳しいご利用方法につきましては各種ホームページ等でご案内しております。

(1) PayPay 請求書払い

利用開始日：令和元年9月30日（月）から（現在ご利用可能です）

PayPay ホームページ：<https://paypay.ne.jp/>

(2) LINE Pay 請求書支払い

利用開始日：令和2年4月1日（水）から

LINE Pay 公式ブログ：<http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>

(3) PayB 払込票決済

利用開始日：令和2年4月1日（水）から

PayB ホームページ：<https://payb.jp/>